

# 第1回上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会

と き 令和元年8月26日(月) 10:00～

ところ 上越文化会館 中会議室

## 1 開 会

## 2 委嘱状交付

## 3 あいさつ

## 4 自己紹介

## 5 委員長・副委員長の選任

委員長(山口 美和)・副委員長(杉本 正彦)

## 6 議 事

(1) 上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会について・・・・・・・・・・資料1. 2

(2) 上越市保育園の再配置等に係る計画(第3期)について・・・・・・・・・・資料3. 4

(3) 民営化対象園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料5

(4) 保護者説明会の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料6

(5) 今後の進め方と予定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料7

## 7 閉 会

※次回(第2回)開催日・・・令和元年9月30日(月) 13時30分～

議題: 募集要項、選定基準の検討(予定)

### 【配布資料】

○委員名簿

○資料1 上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会について

○資料2 上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会要綱

○資料3 上越市保育園の再配置等に係る計画(第3期)概要版

○資料4 上越市保育園の再配置等に係る計画(第3期)

○資料5 民営化対象園について

○資料6 保護者説明会の結果について

○資料7 上越市立保育園の民間移管に関する選定委員会等スケジュール

上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	選出団体	委員名	備考
第1号委員	国立大学法人 上越教育大学	やまぐち みお 山口 美和	
第2号委員	税理士法人 経営ブレイン	こばやし ふさお 小林 富佐夫	
第3号委員	新潟県保育連盟	いとう かずお 伊東 一男	
第4号委員	市立春日保育園保護者会	さとう ふみこ 佐藤 文子	
	特定非営利活動法人 マミーズ・ネット	なかじょう みなこ 中條 美奈子	
第5号委員	上越市民生委員児童委員協議会連合会	たかはし ひでき 高橋 秀樹	
第6号委員	上越市町内会長連絡協議会	すぎもと まさひこ 杉本 正彦	
第7号委員	上越市私立保育園協会	つばい ひでかず 坪井 秀和	
第8号委員	公立保育園園長会	ふじた めみこ 藤田 芽美子	
第9号委員	施設管理者 (市)	おおやま ひとし 大山 仁	

計 10人【男6人・女4人】

## 上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会について

### 1 委員会の目的等について

- ・上越市立保育園の設置運営を民間事業者に移管するに当たり、当該民間事業者の選定を公平かつ適正に行うため、学識経験者や財務精通者、保育者などの委員で構成する委員会。

### 2 委員会の任期について

- ・委員の任期は、令和元年 8 月 26 日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

### 3 委員会の所掌事項について

- ・移管先事業者の公募に伴う募集要項の策定
  - ・移管先事業者の審査に伴う審査基準の策定
  - ・移管先事業者の審査及び選定
  - ・そのほか民間移管に関し必要な事項
- ※設置要綱第 3 条第 7 号に掲げる委員は移管先事業者の審査及び選定に加わらないこととする。

### 4 会議時間について

- ・原則として 1 回の会議は 2 時間程度とする。ただし、移管先事業者の審査に伴う会議については、応募者数や審査状況により延長することもある。

### 5 会議の公開について

#### (1) 会議及び会議録の公開

- ・会議及び会議録については、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」及び「上越市審議会等の会議に関する条例施行規則」に基づき、原則として公開する。
- ただし、移管先事業者の募集要項、審査基準の策定に伴う審議及び移管先事業者の審査については、非公開とする。

#### (2) 委員名簿の公開

- ・委員名簿は、公開するものとする。名簿には、名前、所属を記載し、さらに委員会の役職名（委員長、副委員長）を記載する。

#### (3) 会議資料及び会議録の公開方法

- ・会議資料は、原則として会議終了後、市のホームページで公開する。
- ・会議録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成し、会議資料と同様の方法により公開する。
- ・議事録に記載した発言者の名前も公開する。
- ・ただし、移管先事業者の募集要項、審査基準の策定に伴う審議及び移管先事業者の審査については、非公開とする。

### 6 審議の進め方について

- ・議事は、委員個人の意見ではなく、合議により委員会としての全体意見を集約しながら進める。運営上の確認事項が生じた場合は、委員長は委員会に諮って決定する。
- ・効率的・効果的な会議とするため、事務局は各委員へ事前に資料提供するとともに、簡潔に説明するように努める。

## 上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 上越市立保育園の設置及び運営を民間事業者に移管するに当たり、当該民間事業者の選定を公平かつ適正に行うため、上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 移管先事業者の選定に関する事項
- (2) その他民間への移管に関し必要な事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項の審議の結果を市長に報告しなければならない。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 保育に関する学識経験を有する人
- (2) 社会福祉法人等の財務会計に関する識見を有する人
- (3) 保育業務及び施設運営に精通している人
- (4) 上越市子ども・子育て総合計画策定委員会の代表者
- (5) 子ども支援活動団体の代表者
- (6) 町内会長その他地域の代表者
- (7) 上越市私立保育園協会の代表者
- (8) 上越市立保育園園長会の代表者
- (9) 施設の管理を担当する本市の職員

## (委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条第2項に規定する市長への報告が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に第2条第1項に掲げる所掌事項の審議等を行わなければならない。

- 2 第3条第3号に掲げる委員は、民間に移管する保育園の設置運営者の公募（以下この項において「公募」という。）に参加し、又は特定の事業者の公募に関与してはならない。
- 3 第3条第7号に掲げる委員は、第2条第1項第1号に掲げる事項の審議等を行うことができない。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前条の規定により会議に出席した人は、出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

## 上越市保育園の再配置等に係る計画（第3期：平成31年度～34年度）の概要

### I. これまでの取組

「上越市保育園の再配置等に係る計画（第1期：平成23年度～平成26年度）」

- ① 下正善寺保育園の廃止 ② 有間川保育園、長浜保育園、下綱子保育園、桑取保育園の統合 ③ 東城保育園の民営化

「上越市保育園の再配置等に係る計画（第2期：平成27年度～平成30年度）」

- ① 吉川区新保育園の整備及び民営化 ② 北本町保育園の移転整備 ③ 中央保育園、古城保育園の統合、移転整備  
④ 名立区新保育園の整備及び民営化

### II. 保育を取り巻く現状と課題

- 【現状】少子化に伴う就学前児童数の減少及び入園児童数の偏在化・・・【課題】地域ごとの保育需要と将来的な児童数のより正確な推計が困難など
- 【現状】保育ニーズの多様化・・・【課題】多様な保育ニーズに応え、また、児童数増加に見合う人材確保の観点から、施設の統合・再編等の取組が不可避
- 【現状】施設の老朽化と安全な保育環境の確保・・・【課題】老朽化した施設は計画的な修繕を実施しつつ、改築を含む抜本的改修について検討が必要など
- 【現状】民間活力導入の必要性・・・【課題】民営化による園児・保護者の不安解消

### III. 第3期計画の策定方針

第3期計画は、公立と私立が連携して持続可能な保育サービスを提供し、保育を取り巻く現状と課題に掲げた課題の解消を図るとともに、これまでの取組の評価を踏まえ策定しました。

また、施設の再配置等については、統合・再編をはじめ、民間の力を最大限に活用することを柱とし、これらを通じて生み出された人材や財源を、より質の高い保育サービスの提供に充てるとともに、今後の保育サービスや子育て支援策の原資としていくために取り組んでいきます。

#### 1. 計画の基本方針

##### 「安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整える」

保育園が引き続き、次代を担う子どもたちのすこやかな育ちを促す場としての役割を果たし、また、保護者に寄り添う子育て支援のよりどころとして、今後の変化にも対応可能な保育環境を整えるため、第1期・第2期計画の基本方針を継承しながら、公立保育園の再配置に取り組めます。

また、私立保育園や認定こども園の民間の力を活用し、将来的に持続可能な保育の受皿を整えながら、引き続き、保育園の機能及び質の向上を図っていきます。

#### 2. 計画の位置づけ

本計画は、保育施設の整備や保育士等の育成、活躍の場の提供、さらには民間活力の導入等、より良い保育環境の整備を通じて、多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもたちのすこやかな育ちに向けて策定するものです。

また、市の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「第6次総合計画」を基盤とし、財政見通しを定めた「第2次財政計画」、行政改革の具体的な計画である「第6次行政改革推進計画」及び職員の定員を管理する「第3次定員適正化計画」と整合を図るとともに、「上越市公共施設等総合管理計画」の個別計画に位置付けるものです。

#### 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（令和元年）から平成34年度（令和4年度）の4か年とします。

これは、0、1歳児の就園率の上昇に伴う入園児童数の推移をはじめ、幼児教育・保育の無償化による幼稚園や保育園への入園動向の影響を注視する必要があること等を踏まえ、上記の期間としました。

なお、第3期計画での取組と並行して、この計画で対象としていない保育園の課題解決に向け、引き続き保護者等と協議し、必要に応じて、計画に登載、または次期計画に備える取組を進めていきます。

#### 4. 計画推進の考え方

第1期計画、第2期計画の評価や保育を取り巻く課題を踏まえ、「保育ニーズに対応した、より質の高い保育サービスの提供」と「今後の保育サービスや子育て施策に対する財源確保」の実現に向けて、「公立保育園の民営化」と「公立保育園の統合・再編」に取り組んでいきます。

##### 【計画推進の手法】

##### 《公立保育園の民営化》

- 民営化対象園の選定に当たっては、安定的な運営などの観点から総合的に評価を行い、実現性の高い保育園から民営化を進めていきます。
- 受託先の法人は、地域の実情を理解し、市内で私立保育園や認定こども園、幼稚園を運営している法人のほか、保育事業へ新規参入の意向を示し、既に市内で事業を実施している法人を対象に候補者を募ります。
- 受託先の法人の選定は、公平性・透明性を確保するため、有識者等による専門委員会を設置し、経営の安定性・体制確保等の評価項目を設けた上で審査・決定します。
- 公立・私立保育園のネットワークを構築するための連携会議を設置し、情報を交換するとともに、民営化した保育園も市が責任を持って指導・監督を行います。

##### 《公立保育園の統合・再編》

- 統合・再編する対象園の選定に当たっては、各保育園における現状と課題を総合的に検討し、緊急性と実現性の高い保育園から取組を進めていきます。
- 老朽化をはじめ、施設に課題を抱えている保育園は、改築を行うこととし、あわせてほかの保育園との統合・再編も課題として検討します。
- 小学校などの他の公共施設の再配置の考え方や動向を踏まえ、統合・再編を検討します。
- 施設整備は、新築に特化せず地域の実情に応じ、公共施設の空きスペースの利活用も検討します。

### IV. 具体的な取組内容

#### 公立保育園の民営化

- 民間法人の力を最大限に活用しながら、より柔軟かつ多様なサービスの提供を図るため、公立保育園4園程度の民営化を進める。
- 令和4年4月の民営化に向け、3か年計画で取り組めます。

#### 南川保育園とくびきひよこ園の統合、整備

- 頸城区のくびきひよこ園の3歳未満児保育機能を南川保育園に移転し、令和2年4月の統合に向け、令和元年度においては施設の改修工事を行います。

# 上越市保育園の再配置等に係る計画

(第3期：平成31年度～平成34年度)

平成31年2月

上越市

## 目 次

I	はじめに .....	2
II	これまでの取組状況等	
1	上越市保育園の再配置等に係る計画 .....	3
	(第1期：平成23年度～平成26年度)	
2	上越市保育園の再配置等に係る計画 .....	3
	(第2期：平成27年度～平成30年度)	
3	第1期、第2期計画期間における施設数の推移と取組の評価 .....	4
III	保育を取り巻く現状と課題	
1	少子化に伴う児童数の減少及び入園児童数の偏在化 .....	6
2	保育ニーズの多様化への対応 .....	11
3	施設の老朽化と安全な保育環境の確保 .....	12
4	民間活力導入の必要性 .....	13
IV	第3期計画の策定方針	
1	計画の基本方針 .....	16
2	計画の位置付け .....	16
3	計画の期間 .....	16
4	計画推進の考え方 .....	17
V	具体的な取組内容	
1	取組内容 .....	21
VI	おわりに .....	22
	<b>【資料編】</b>	
1	保育園施設状況一覧表 .....	25

### 《年号表記について》

今後、元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性及び分かりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については平成の表記としました。



## I はじめに

次代を担う子どもたちのすこやかな育ちを促し、子育て支援の拠点としても位置付けられる保育園の再配置については、急速な人口減少とともに進行する就学前児童数の減少動向を踏まえた対応が必要となる重要課題に位置付けられます。さらに当市においては、施設の老朽化が進んでいる保育園も多く存在していることから、市では、将来も持続可能な保育環境を整えるため、上越市保育園の再配置等に係る計画（第1期及び第2期）を策定し、施設の統合・再編や民営化を進めるとともに、既存施設の適正な維持管理を通じて、市民が安心して保育サービスを受けることのできる環境整備に努めてきました。

市内における保育園の入園状況を見ますと、就学前児童数の減少を基調としながらも、人口集中地区においては特定の保育園に入園申込みが集中する一方で、入園児童数が減少し続けている保育園も多くあり、地域間で入園児童数が偏在化する傾向が顕著となっています。

さらに、核家族化や共働き世帯の増加に伴い保育需要の高まりも認められ、特に育児休業からの早期復帰等を背景に0、1歳児の就園率が上昇するなど、多様化する保育ニーズに応じたサービスの充実が求められています。あわせて、国では、新たな保育の担い手として企業による保育事業を展開するなど、従来の枠組みを拡大しているほか、本年10月には幼児教育・保育の無償化が予定されるなど、保育制度そのものも大きく変容しようとしています。

このたびの「上越市保育園の再配置等に係る計画（第3期）」は、これまでの計画に掲げた基本方針等を継承しながら、将来を見据え、改めて保育を取り巻く様々な課題へ対応していくために策定するものであり、保育に関わる多様な主体とも連携しながら、子どもたちのすこやかな育ちをしっかりと支えていく効果的な保育園の配置について、今後の方向性を示すものです。

## Ⅱ これまでの取組状況等

これまで、公立保育園の再配置に関し、市は、平成23年度から平成26年度までを計画期間とする第1期計画及び平成27年度から平成30年度までを計画期間とする第2期計画をそれぞれ策定し、これに基づく取組を以下のとおり進めてきました。

### 1 上越市保育園の再配置等に係る計画（第1期：平成23年度～平成26年度）

「安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整える」という基本方針の下で、様々な変化に対応できる保育環境を整えるため、公立保育園の統合・再編や民営化に取り組み、保育の受皿の確保と充実を図りました。

#### (1) 下正善寺保育園の廃止

生活形態や交通事情の変化により地域保育園の必要性がなくなるとともに、入園児童数の減少に伴い集団保育が困難になったことから、平成25年度末をもって廃止しました。これに伴い、当該地域の児童の受入先については、主につちはし保育園（当時の北本町保育園）と私立ほたる保育園がその機能を担っています。

#### (2) 有間川保育園、長浜保育園、下綱子保育園、桑取保育園の統合

地域保育園の必要性や入園児童数が減少したことに加え、施設の老朽化が進んでいたことから、平成26年8月末をもって4園を統合し、有間川地内に「たにはま保育園」として新たに開園しました。

たにはま保育園の開園に併せ、新たに0歳児からの受け入れ、延長保育の拡充及び子育てひろばの開設により保育サービスの充実を図りました。

#### (3) 東城保育園の民営化

将来にわたって良好で安定した運営が見込めると判断し、移行に向けた協議が整ったことから平成27年4月1日に社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園へ運営を移行しました。

公立保育園で行っていた保育内容の継承を基本としながら、民営化後に延長保育の拡充により保育サービスの充実が図られるとともに、定員を20人増加し100人としました。

### 2 上越市保育園の再配置等に係る計画（第2期：平成27年度～平成30年度）

第1期計画の基本方針を継続することとし、児童の安全確保や保育需要への対応等の優先度を踏まえ、公立保育園の統合・再編や民営化に取り組み、児童の安全確保と適正規模による保育を可能とする環境整備を進めました。

(1) 吉川区新保育園の整備及び民営化

平成 29 年 4 月に吉川区内の公立 2 園と私立 1 園を統合移転し「よしかわ保育園」として開園しました。

新保育園は、社会福祉法人吉川福祉会が運営しており、適正な規模と良好な保育環境の下で、延長保育が拡充されています。

(2) 北本町保育園の移転整備

施設の老朽化と入園希望者の増大、周辺地区での宅地開発等の状況を踏まえ、平成 30 年 4 月に土橋地内へ移転、新築し「つちはし保育園」として新たに開園しました。

災害時における避難路の確保や駐車場不足等、移転前の課題が解消し、安全性と利便性が確保されました。また、定員も 138 人から 180 人に増加し、保育需要への対応を図りました。

(3) 中央保育園・古城保育園の統合、移転整備

平成 30 年度末に同一中学校区に所在する 2 園を統合することとし、西本町四丁目に新たな園舎の整備を進め、平成 31 年 4 月に「なおえつ保育園」として新たに開園します。

(4) 名立区新保育園の整備及び民営化

平成 32 年 4 月に名立区内の公立 1 園と私立 1 園を統合移転します。これに伴い、新たな保育園を同区名立大町地内に整備し、社会福祉法人江恵会の運営により開園することとしています。

### 3 第 1 期、第 2 期計画期間における施設数の推移と取組評価

(1) 施設数の推移

区 分	計画実施前 H23. 4. 1 現在 (A)	第 1 期計画 完了時 H27. 4. 1	第 2 期計画 完了時 H32. 4. 1(見込み) (B)	増減 (B-A)
公立認可保育園	44 園	43 園	38 園	△ 6 園
公立地域保育園	5 園	1 園	1 園	△ 4 園
私立認可保育園	18 園	18 園	17 園	△ 1 園
私立認定こども園	0 園	2 園	4 園	4 園
合 計	67 園	64 園	60 園	△ 7 園

## (2) 評価

第1期、第2期計画の取組に伴い確認できた再配置の効果と課題は以下のとおりです。

### [再配置の効果]

- ・老朽化した施設を整備したことで、安全で安心な保育環境の中で保育が可能となった。
- ・統合・再編を通じて、適正規模の下での集団保育が可能となった。
- ・延長保育の拡充等、民営化に伴って保育サービスが向上した。
- ・民間事業者に財政負担を求めることなく、市が統合園を整備したことで、地域の保育事業を担うことができた。

### [再配置の課題]

#### 【施設整備について】

- ・施設整備に必要な財源の確保
- ・施設整備のための適地の選定、確保（統合による移転、新築の場合）
- ・他の公共施設との併設など建設コストの縮減に向けた検討
- ・当面は、施設の適正な維持管理を継続する保育園における老朽化対策

#### 【民営化について】

- ・施設の耐用年数や老朽化に応じた大規模修繕について、民営化を進めていく上での検討が必要
- ・民営化の際は、一定期間の引継保育が必須
- ・第2期計画における民営化は、公立保育園と私立保育園の統合と一体のものであり、公立保育園単独の民営化は検討にとどまり、実施には至っていない

### Ⅲ 保育を取り巻く現状と課題

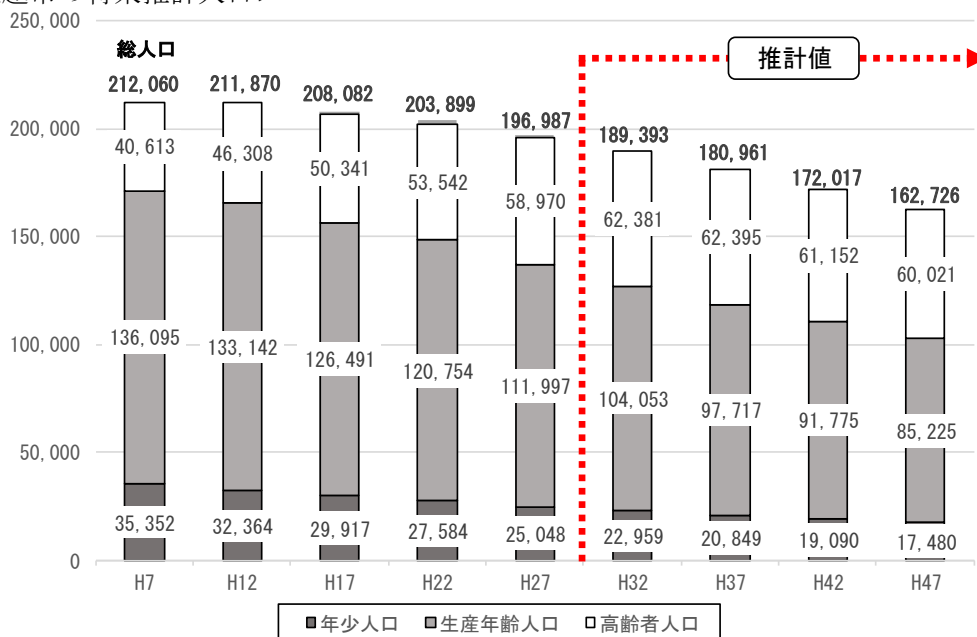
#### 1 少子化に伴う就学前児童数の減少及び入園児童数の偏在化

##### 【現状】

(1) 人口減少と相まって就学前児童数も減少が続く

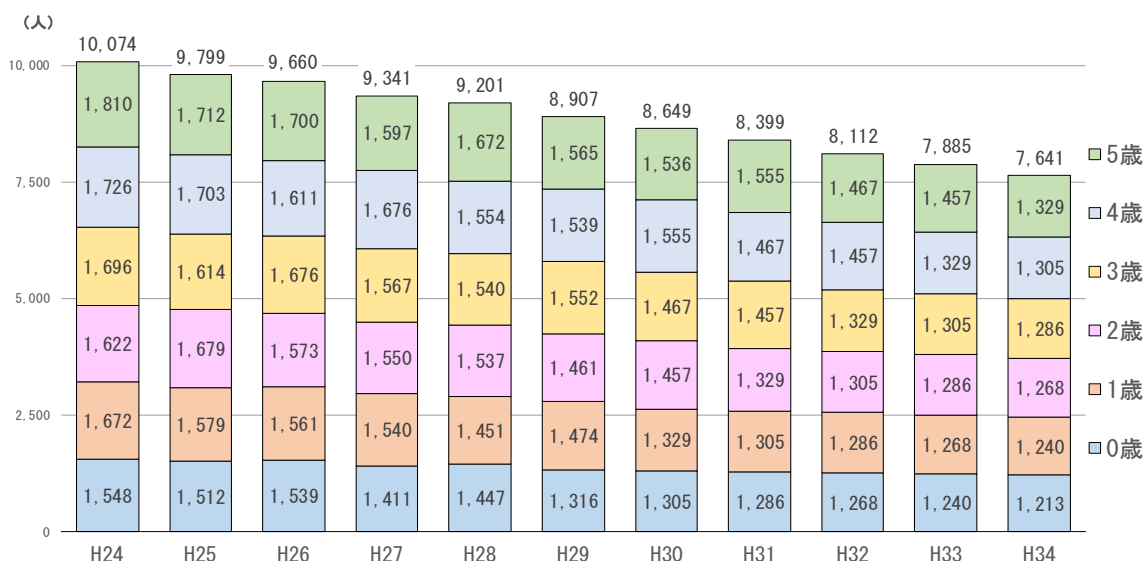
人口減少が続く中で、年少人口（0～14歳）も年々減少し、平成32年には22,959人（平成22年比△16.8%）、平成47年には17,480人（同△36.6%）と推計されています。また、就学前児童数は、平成30年4月1日時点で8,649人であり、第1期計画初期の平成24年に比べて1,425人（14.1%）減少しており、少子化の進行が続いています。

<上越市の将来推計人口>



出所：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成29年3月推計）」より作成  
※不詳値を含むため、各年代の人口の合計と総人口の数値が一致しない年度があります。

<就学前児童数の推移>



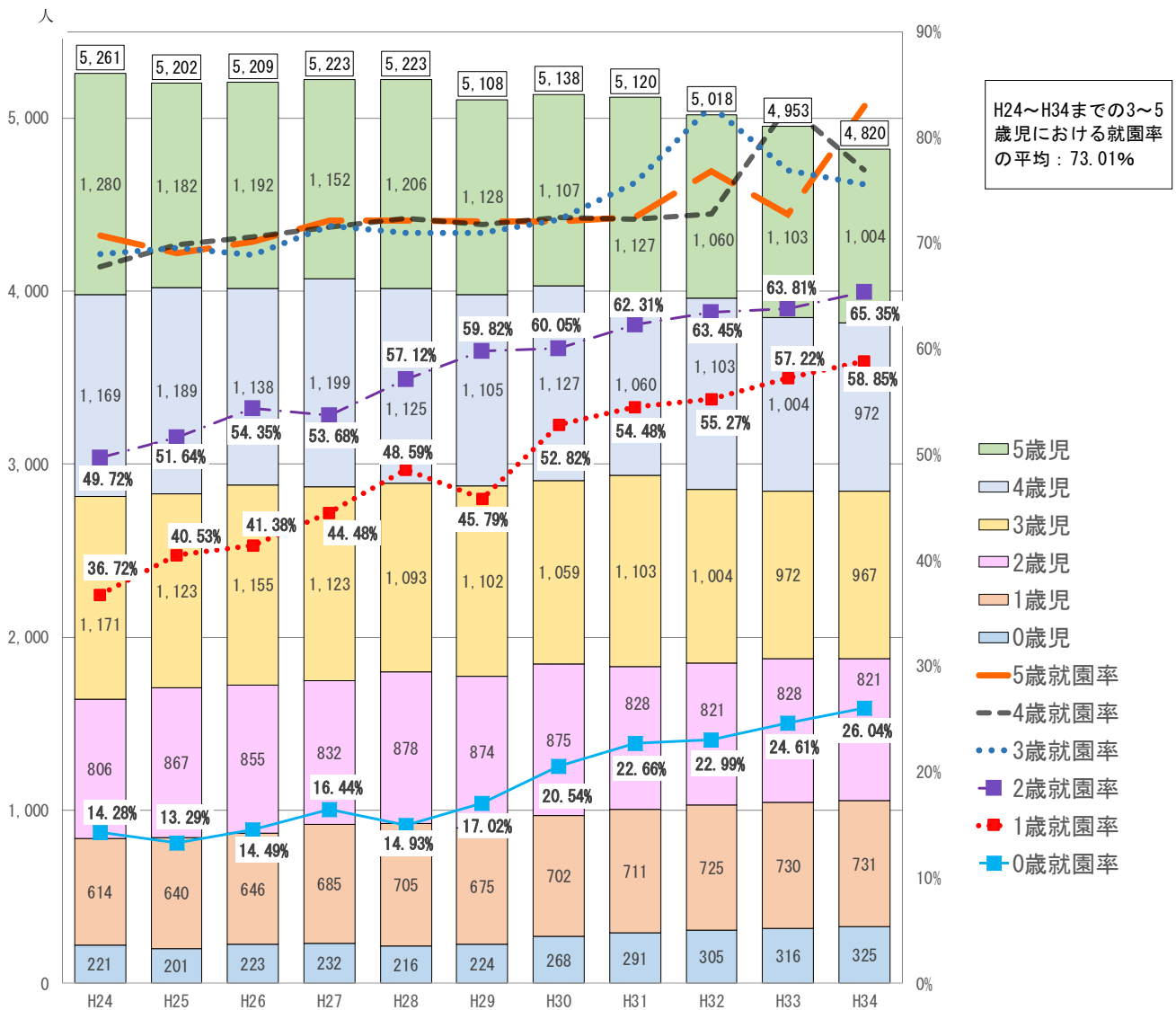
出所：「児童数推計値（平成30年4月1日）」保育課作成  
※各年4月1日現在

(2) 就学前児童数が減少する一方で保育園への就園率は上昇

就学前児童数が年々減少する一方で、入園児童数は、平成30年4月1日時点で5,138人と、平成24年との比較では123人(2.3%)の減少にとどまっており、就学前児童数の減少1,425人(14.1%)よりも緩やかな減少傾向で推移しています。これは、保育園への就園率が上昇していることによるものであり、特に3歳未満児の就園率の上昇が顕著となっています。

今後も、就学前児童数が減少する中で、当面は保護者等の就労に伴う3歳未満児の入園増加が見込まれること、また、幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加が想定されるなど、今後の入園児童数の動向は見通しにくい状況となっています。

<入園児童数と年齢別就園率の推移>



出所：「児童数推計値(平成30年4月1日)」保育課作成  
 ※各年4月1日現在  
 ※認定こども園の保育認定児童を含む。

### (3) 地域ごとの就学前児童数と入園児童数の偏在化

少子化の進行により就学前児童数は、市全体では減少しているものの、有田区や和田区では、近年、宅地開発が行われたことなどから増加しています。この地域の保育園では、入園児童数が増加または横ばいで推移することが見込まれます。

一方で、これ以外の地域では減少傾向がより顕著になっていくことが見込まれます。あわせて、これらの地域の多くの保育園では入園児童数の減少が進んでおり、一部では同年齢の児童による集団保育や異年齢児との交流が難しい状況となっています。

#### 【課題】

- ・入園児童数の偏在化への対応の基礎となる、地域ごとの保育需要と将来的な児童数により正確な推計が難しい
- ・幼児教育・保育の無償化に伴う就園動向と地域の保育需要へ柔軟に対応できる受入体制の確保
- ・年度途中における3歳未満児の受け入れを円滑に行うために必要となる施設・設備や保育士等の確保

<地域自治区別の就学前児童数と入園児童数>

地域自治区		全体				内3歳未満児			
		H26.4	H30.4	差引	増減率(%)	H26.4	H30.4	差引	増減率(%)
高田区	就学前児童数	1,251	1,154	△ 97	△ 7.8	618	520	△ 98	△ 15.9
	入園児童数	565	600	35	6.2	214	222	8	3.7
	就園率(%)	45.1	51.9	6.8		34.6	42.6	8.0	
新道区	就学前児童数	590	473	△ 117	△ 19.8	296	236	△ 60	△ 20.3
	入園児童数	309	273	△ 36	△ 11.7	100	106	6	6.0
	就園率(%)	52.3	57.7	5.4		33.7	44.9	11.2	
金谷区	就学前児童数	789	671	△ 118	△ 15.0	356	301	△ 55	△ 15.4
	入園児童数	401	391	△ 10	△ 2.5	139	137	△ 2	△ 1.4
	就園率(%)	50.8	58.2	7.4		39.0	45.5	6.5	
諏訪区	就学前児童数	27	22	△ 5	△ 18.5	14	8	△ 6	△ 42.9
	入園児童数	18	15	△ 3	△ 16.7	6	4	△ 2	△ 33.3
	就園率(%)	66.6	68.1	1.5		42.8	50.0	7.2	
和田区	就学前児童数	283	314	31	11.0	138	150	12	8.7
	入園児童数	177	188	11	6.2	57	60	3	5.3
	就園率(%)	62.5	59.8	△ 2.7		41.3	40.0	△ 1.3	
津有区	就学前児童数	267	220	△ 47	△ 17.6	127	103	△ 24	△ 18.9
	入園児童数	185	151	△ 34	△ 18.4	57	51	△ 6	△ 10.5
	就園率(%)	69.2	68.6	△ 0.6		44.8	49.5	4.7	
春日区	就学前児童数	1,439	1,293	△ 146	△ 10.1	728	637	△ 91	△ 12.5
	入園児童数	675	682	7	1.0	267	285	18	6.7
	就園率(%)	46.9	52.7	5.8		36.6	44.7	8.1	
三郷区	就学前児童数	98	58	△ 40	△ 40.8	52	24	△ 28	△ 53.8
	入園児童数	57	38	△ 19	△ 33.3	18	10	△ 8	△ 44.4
	就園率(%)	58.1	65.5	7.4		34.6	41.6	7.0	
高士区	就学前児童数	58	54	△ 4	△ 6.9	29	22	△ 7	△ 24.1
	入園児童数	42	41	△ 1	△ 2.4	13	12	△ 1	△ 7.7
	就園率(%)	72.4	75.9	3.5		44.8	54.5	9.7	
直江津区	就学前児童数	918	814	△ 104	△ 11.3	448	414	△ 34	△ 7.6
	入園児童数	373	387	14	3.8	144	164	20	13.9
	就園率(%)	40.6	47.5	6.9		32.1	39.6	7.5	
有田区	就学前児童数	1,001	1,135	134	13.4	535	560	25	4.7
	入園児童数	425	597	172	40.5	182	247	65	35.7
	就園率(%)	42.4	52.5	10.1		34.0	44.1	10.1	
八千浦区	就学前児童数	177	175	△ 2	△ 1.1	71	88	17	23.9
	入園児童数	104	116	12	11.5	30	47	17	56.7
	就園率(%)	58.7	66.2	7.5		42.2	53.4	11.2	
保倉区	就学前児童数	96	83	△ 13	△ 13.5	47	33	△ 14	△ 29.8
	入園児童数	69	53	△ 16	△ 23.2	23	12	△ 11	△ 47.8
	就園率(%)	71.8	63.8	△ 8.0		48.9	36.3	△ 12.6	
北諏訪区	就学前児童数	63	60	△ 3	△ 4.8	33	27	△ 6	△ 18.2
	入園児童数	38	42	4	10.5	13	13	0	0.0
	就園率(%)	60.3	70.0	9.7		39.3	48.1	8.8	
谷浜・桑取区	就学前児童数	54	37	△ 17	△ 31.5	28	13	△ 15	△ 53.6
	入園児童数	33	33	0	0.0	8	10	2	25.0
	就園率(%)	61.1	89.1	28.0		28.5	76.9	48.4	
15区	就学前児童数	7,111	6,563	△ 548	△ 7.7	3,520	3,136	△ 384	△ 10.9
	入園児童数	3,471	3,607	136	3.9	1,271	1,380	109	8.6
	就園率(%)	48.8	54.9	6.1		36.1	44.0	7.9	



地域 自治区		全体				内3歳未満児			
		H26.4	H30.4	差引	増減率(%)	H26.4	H30.4	差引	増減率(%)
安塚区	就学前児童数	50	33	△ 17	△ 34.0	23	14	△ 9	△ 39.1
	入園児童数	37	24	△ 13	△ 35.1	11	6	△ 5	△ 45.5
	就園率(%)	74.0	72.7	△ 1.3		47.8	42.8	△ 5.0	
浦川原区	就学前児童数	135	126	△ 9	△ 6.7	69	63	△ 6	△ 8.7
	入園児童数	97	94	△ 3	△ 3.1	36	33	△ 3	△ 8.3
	就園率(%)	71.8	74.6	2.8		52.1	52.3	0.2	
大島区	就学前児童数	48	39	△ 9	△ 18.8	24	15	△ 9	△ 37.5
	入園児童数	30	32	2	6.7	10	8	△ 2	△ 20.0
	就園率(%)	62.5	82.0	19.5		41.6	53.3	11.7	
牧区	就学前児童数	68	36	△ 32	△ 47.1	28	14	△ 14	△ 50.0
	入園児童数	57	34	△ 23	△ 40.4	17	12	△ 5	△ 29.4
	就園率(%)	83.8	94.4	10.6		60.7	85.7	25.0	
柿崎区	就学前児童数	386	320	△ 66	△ 17.1	169	150	△ 19	△ 11.2
	入園児童数	268	232	△ 36	△ 13.4	56	65	9	16.1
	就園率(%)	69.4	72.5	3.1		33.1	43.3	10.2	
大潟区	就学前児童数	394	356	△ 38	△ 9.6	186	167	△ 19	△ 10.2
	入園児童数	269	252	△ 17	△ 6.3	64	79	15	23.4
	就園率(%)	68.2	70.7	2.5		34.4	47.3	12.9	
頸城区	就学前児童数	432	392	△ 40	△ 9.3	204	193	△ 11	△ 5.4
	入園児童数	278	265	△ 13	△ 4.7	87	90	3	3.4
	就園率(%)	64.3	67.6	3.3		42.6	46.6	4.0	
吉川区	就学前児童数	142	94	△ 48	△ 33.8	67	40	△ 27	△ 40.3
	入園児童数	103	74	△ 29	△ 28.2	33	20	△ 13	△ 39.4
	就園率(%)	72.5	78.7	6.2		49.2	50.0	0.8	
中郷区	就学前児童数	132	95	△ 37	△ 28.0	60	37	△ 23	△ 38.3
	入園児童数	70	65	△ 5	△ 7.1	12	11	△ 1	△ 8.3
	就園率(%)	53.0	68.4	15.4		20.0	29.7	9.7	
板倉区	就学前児童数	279	226	△ 53	△ 19.0	118	95	△ 23	△ 19.5
	入園児童数	180	172	△ 8	△ 4.4	39	48	9	23.1
	就園率(%)	64.5	76.1	11.6		33.0	50.5	17.5	
清里区	就学前児童数	108	86	△ 22	△ 20.4	40	40	0	0.0
	入園児童数	81	66	△ 15	△ 18.5	16	21	5	31.3
	就園率(%)	75.0	76.7	1.7		40.0	52.5	12.5	
三和区	就学前児童数	277	214	△ 63	△ 22.7	120	99	△ 21	△ 17.5
	入園児童数	201	163	△ 38	△ 18.9	51	55	4	7.8
	就園率(%)	72.5	76.1	3.6		42.5	55.5	13.0	
名立区	就学前児童数	98	69	△ 29	△ 29.6	45	28	△ 17	△ 37.8
	入園児童数	67	58	△ 9	△ 13.4	21	17	△ 4	△ 19.0
	就園率(%)	68.3	84.0	15.7		46.6	60.7	14.1	
13区	就学前児童数	2,549	2,086	△ 463	△ 18.2	1,153	955	△ 198	△ 17.2
	入園児童数	1,738	1,531	△ 207	△ 11.9	453	465	12	2.6
	就園率(%)	68.1	73.3	5.2		39.2	48.6	9.4	
全市	就学前児童数	9,660	8,649	△ 1,011	△ 10.5	4,673	4,091	△ 582	△ 12.5
	入園児童数	5,209	5,138	△ 71	△ 1.4	1,724	1,845	121	7.0
	就園率(%)	53.9	59.4	5.5		36.8	45.0	8.2	

## 2 保育ニーズの多様化への対応

### 【現状】

核家族化や共働き世帯の増加、保護者の就労形態等の変化による就園率の上昇を背景に、延長保育や休日保育の利用、3歳未満児の入園児童数は増加傾向にあります。

また、発育の遅れや障害等により配慮(支援)を必要とする児童も増加しています。

これらの傾向は今後も続くものと見込まれ、あわせて幼児教育・保育の無償化に伴って入園児童数が更に増加することも想定されます。

こうした状況の中、全国的に保育士等の人材不足が顕在化し、当市においても保育士等の確保が難しい状況となっており、公立・私立の別なく保育現場への十分な人員配置に苦心している現状があります。

このため、市では、安定的な保育園の運営に向け、非常勤保育士の確保に努め、定員を適正に管理する取組を進めています。

また、私立保育園等においても、定期的な保育士採用を行うとともに、国や県、市等の補助金制度等も活用しながら、保育ニーズへの対応に必要な人員の確保に努めています。

なお、平成31年度には市内の専門学校に「こども保育幼稚園科」が新設される運びとなっており、上越地域における自立的な保育士養成につながる動きとして期待されます。

### <午後7時までの延長保育の実施状況及び利用人数の推移>

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育 (7時型)	設置数(か所)	63	64	62	62
	利用者数(人)	41,588	48,104	50,536	48,421

※公立、私立の実績を合わせたもの。平成30年度は見込み数

### <配慮が必要な児童数>

(各年4月1日現在 単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立	207	180	196	206
私立	71	71	83	73
合計	278	251	279	279
入園児童数に占める割合(%)	5.32	4.80	5.46	5.43

### 【課題】

- ・多様な保育ニーズに応え、また、入園児童数の増加に見合う保育士や看護師等の人材を確保する観点から、施設の統合・再編等の取組も不可避

### 3 施設の老朽化と安全な保育環境の確保

#### 【現状】

保育園の統合整備等の取組により、老朽化した施設が廃止となり、耐用年数を超過した施設の減少が図られたものの、平成 31 年度当初において、耐用年数を超過した施設が 15 園あり、当面、これらの施設は必要な修繕を行い運営していく必要があります。また、建築年次が古い施設では、受け入れはしているものの 3 歳未満児に必要な乳児室や設備等の不足している施設があります。また、園庭や送迎用車両の駐車スペースが十分に確保されていない施設もあります。

<公立保育園の耐用年数の超過状況>

(平成31年4月1日見込み)

区 分	耐用年数未超過	耐用年数超過	計
木造 (耐用年数 25 年)	6	15	21
鉄骨造 (耐用年数 40 年)	1	0	1
鉄筋コンクリート造 (耐用年数 60 年)	19	0	19
合 計	26	15	41

#### 【課題】

- ・耐用年数を超過した施設は、引き続き、計画的な修繕を実施しつつ、改築を含む抜本的改修についての検討を進める
- ・大規模改修が必要となる施設間における改修の優先度の見極め
- ・建築年次の古い施設における 3 歳未満児の受け入れに伴う施設整備と、駐車場が不足する施設における安全対策の徹底等

## 4 民間活力導入の必要性

### 【現状】

認可保育園、認定こども園は、公立、私立にかかわらず同一の保育料、人員基準、設備基準に基づき保育サービスを提供しています。また、近年、国では待機児童を解消するため、民間事業者による企業主導型保育事業など、多様な主体による保育の受皿の拡大が図られており、当市においても企業主導型保育事業が展開されています。

市における民間活力の導入については、第1期、第2期再配置計画により、2園の私立保育園が公立保育園の運営を引き継ぎ、さらに、平成32年度には1園増加する予定となっており、保育園運営の民営化を行っています。

公立保育園の運営を引き継いだ私立保育園の保護者を対象に、市が定期的に行っているアンケートの回答によれば、保護者は運営に対し不安や不満を感じることはなく、公立から私立へ移行した後も良好な保育の質が確保されていることが確認できていることから、これまでの実績をもとに民間活力の導入について、次のとおり整理しました。

#### (1) 民間活力導入の効果

##### [児童・保護者]

##### ① 保護者の選択の幅の広がり

- ・保育時間について、365日すべて開園する園があるほか、早朝7時から開園している園もあり、保護者の就労形態に応じた園を選択できます。
- ・外部講師等による体操教室をはじめ、英語教育、マーチング、IT機器を使った教育等を行っている園があり、保護者の教育方針に応じた園を選択できます。
- ・私立全園の年長児が一堂に会する行事へ参加し交流することができます。
- ・園によってはお泊り保育等、様々な特色ある行事があります。

##### ② 園バスの運行や園外保育での活用

- ・園バスを所有する園は、通園時の利用のほか、園外保育も積極的に行っています。

##### ③ 保護者ニーズへの迅速な対応

- ・園長の多くが決定権者であることから、意思決定が機動的に行われ、保護者ニーズに迅速かつ臨機に対応することができます。

##### ④ 長期間の関係性の継続

- ・公立園のような人事異動がなく、園長等が長く在籍することから、卒園後も園との関係性を維持できます。

##### ⑤ その他

- ・各々の園が「選ばれる保育園」を目指し、互いに切磋琢磨した結果、児童・保護者はより良いサービスを受けることができます。

[法人]

- ・複数園の運営により、保育士の人事異動の幅が広がり、かつ応援体制が構築できるなど、スケールメリットが働き経営基盤が安定します。
- ・高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉など複数のサービスを運営する法人の場合、利用者間の交流を図ることができます。

[市]

- ・保育園運営に関する市の財政負担は、公立保育園の場合が4分の3程度に対して、私立保育園の場合は3分の1程度となっています。これは、私立保育園の運営に関しては、国や県からの補助金が交付される仕組みがあることによりますが、同じ保育サービスを提供している現状にあって、市の財政負担には大きな差が生じています。
- ・民営化によって縮減した経費を、子育て世代の多様なニーズに対応する子育て支援等に振り向けることが可能となります。

<保育園における園児一人当たりの費用比較（H29年度決算ベース）>

区分	園児数 (人)	経費 (千円)	財源内訳（千円）							
			一般 財源	構成比 (%)	国・県	構成比 (%)	保育料	構成比 (%)	その 他	構成比 (%)
公立	3,102	1,330	1,020	76.7	44	3.3	239	18.0	27	2.0
私立	1,997	1,269	412	32.4	633	49.9	224	17.7	0	0

※地域保育園、広域入所及び新園建設費は除く

- ・施設を整備する場合にあっても、事業主体が市となった場合の整備費用は、市が全額負担するのに対して、私立保育園の場合は、国・県からの補助金が交付される仕組みとなっています。

(2) 民営化による正規雇用の創出

- ・持続可能な保育サービスの提供には、保育士の人材を安定的に確保する必要があります。保育士不足が全国的に顕在化する中において、当市においても公立、私立を問わず、保育士の確保が次第に困難な状況となってきています。
- ・民営化によって公立保育園の運営を民間が引き継いだ事例では、当該園の非常勤職員が法人の正規職員に登用されています。

【課題】

- ・民営化により、保育士が変わることなどによる園児・保護者の不安の解消

## IV 第3期計画の策定方針

市の行政運営の基本は、限られた予算、人員を効率的かつ効果的に配分し、必要な行政サービスの実効性を高めていくことにあります。また、これらのサービスは、行政が直接的に担うもののほか、多様な主体により様々な形態をとりながら行われており、保育ニーズへの対応が図られています。

こうした観点から保育サービスを見てみますと、公立保育園、私立保育園及び認定こども園がそれぞれに主体となって、児童と保護者に対する適切なサービスを提供し、市民の評価と信頼を得ています。

一方で、今後の入園児童数の減少に伴い、公立と私立の間で、また、私立と私立の間で、それぞれの園がこれまでと同様に児童を確保することが困難な状況が発生し、安定的、持続的な保育園運営の支障となることも懸念されるところです。

こうしたことから、私立保育園・認定こども園が、長らく地域に根差し、保育サービスの提供のみならず、地域の振興、雇用創出などに大きく寄与してきている現状も踏まえる中で、現在の公立保育園と私立保育園に入園する児童数の割合を見直し、私立の比重が大きくなるよう転換していくことは、将来的な保育の受皿を確保していく上で意義のあるものと考えます。

あわせて、公立保育園の入園児童の一定数が、民営化の手法により私立保育園へ移動するとともに、公立保育園が中山間地など保育需要が低く、安定的な運営が難しい地域での保育サービスを引き続き担うことにより、全市的にバランスのとれた保育サービスの提供体制を整えることも可能となります。

第3期計画は、公立と私立が連携して持続可能な保育サービスを提供し、「Ⅲ 保育を取り巻く現状と課題」に掲げた課題の解消を図るとともに、これまでの取組の評価を踏まえ策定するものです。

また、施設の再配置等については、統合・再編をはじめ、民間の力を最大限に活用することを柱とし、これらを通じて生み出された人材や財源を、より質の高い保育サービスの提供に充てるとともに、今後の保育サービスや子育て支援策の原資としていくために取り組んでいきます。

## 1 計画の基本方針

### 安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整える

保育園が引き続き、次代を担う子どもたちのすこやかな育ちを促す場としての役割を果たし、また、保護者に寄り添う子育て支援のよりどころとして、今後の変化にも対応可能な保育環境を整えるため、第1期・第2期計画の基本方針を継承しながら、公立保育園の再配置に取り組みます。

また、私立保育園や認定こども園等の民間の力を活用し、将来的に持続可能な保育の受皿を整えながら、引き続き、保育園の機能及び質の向上を図っていきます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、保育施設の整備や保育士等の育成、活躍の場の提供、さらには民間活力の導入等、より良い保育環境の整備を通じて、多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもたちのすこやかな育ちに向けて策定するものです。

また、市の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「第6次総合計画」を基盤とし、財政見通しを定めた「第2次財政計画」、行政改革の具体的な計画である「第6次行政改革推進計画」及び職員の定員を管理する「第3次定員適正化計画」と整合を図るとともに、「上越市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画に位置付けるものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度から平成34年度の4か年とします。

これは、0、1歳児の就園率の上昇に伴う入園児童数の推移をはじめ、幼児教育・保育の無償化による幼稚園や保育園への入園動向の影響を注視する必要があること等を踏まえ、上記の期間としました。

なお、第3期計画での取組と並行して、この計画で対象としていない保育園の課題解決に向け、引き続き保護者等と協議し、必要に応じて、計画に登載、または次期計画に備える取組を進めていきます。

## 4 計画推進の考え方

第1期、第2期計画の評価や保育を取り巻く課題を踏まえ、「保育ニーズに対応した、より質の高い保育サービスの提供」と「今後の保育サービスや子育て施策に対する財源の確保」の実現に向けて、公立保育園の「民営化」と「統合・再編」に取り組んでいきます。

### 計画推進の目標

「保育ニーズに対応した、より質の高い保育サービスの提供」  
「今後の保育サービスや子育て施策に対する財源の確保」

### 計画推進の手法

#### 《公立保育園の民営化》

民間法人が受託の意向を示した公立保育園については、民営化を進め、民間の力を最大限に活用しながら、より柔軟かつ多様なサービスの提供を目指します。

#### 【成果】

- ・ 特色ある保育を行う保育園が増え、保護者の選択肢の幅が拡大
- ・ 選ばれる保育園を目指し、競争力が働く相乗効果で保育サービスが向上

#### 《公立保育園の統合・再編》

民間法人が受託の意向を示さない公立保育園は、将来的な保育需要を見据え、「上越市公共施設等総合管理計画」で示す基本的な考え方を踏まえ、統合・再編を進めます。

#### 【成果】

- ・ 適正な規模、安全で良好な保育環境の提供
- ・ 人材確保と必要な職員配置が可能



(1) 計画推進の手法

① 民営化

- ・民営化対象園の選定に当たっては、安定的な運営などの視点から総合的に評価を行い、実現性の高い保育園から民営化を進めていきます。
- ・受託先の法人は、地域の実情を理解し、市内で私立保育園や認定こども園、幼稚園を運営している法人のほか、保育事業へ新規参入の意向を示し、既に市内で事業を実施している法人を対象に候補者を募ります。
- ・受託先の法人の選定は、公平性・透明性を確保するため、有識者等による専門委員会を設置し、経営の安定性・体制確保等の評価項目を設けた上で審査・決定します。
- ・公立・私立保育園のネットワークを構築するための連携会議を設置し、情報を交換するとともに、民営化した保育園も市が責任を持って指導・監督を行います。

【民営化対象園選定の視点】

- ・民間法人の受託意向、安定的な運営、児童の安全の確保、施設周辺の交通事情及び駐車場の状況、私立保育園の設置状況等

<主な取組と手法>

民営化の手法	施設整備の手法	説明
単独民営化	改修	単独で既存の公立保育園を民営化する。
統合民営化	統合整備	複数の公立保育園の統合を前提として民営化する。

※ 整備主体や整備内容は、市と受託者で協議

② 統合・再編

- ・統合・再編する対象園の選定に当たっては、各保育園における現状と課題を総合的に検討し、緊急性と実現性の高い保育園から取組を進めていきます。
- ・老朽化をはじめ、施設に課題を抱えている保育園は、改築を行うこととし、あわせて他の保育園との統合・再編も課題として検討します。
- ・小学校などの他の公共施設の再配置の考え方や動向を踏まえ、統合・再編を検討します。
- ・施設整備は、新築に特化せず地域の実情に応じ、公共施設の空きスペースの利活用も検討します。

【統合・再編対象園選定の視点】

- ・ 保育需要や課題の状況、児童の安全の確保、施設周辺の交通事情及び駐車場の状況、保護者や地域住民の意向、有利な財源の有無、費用対効果等

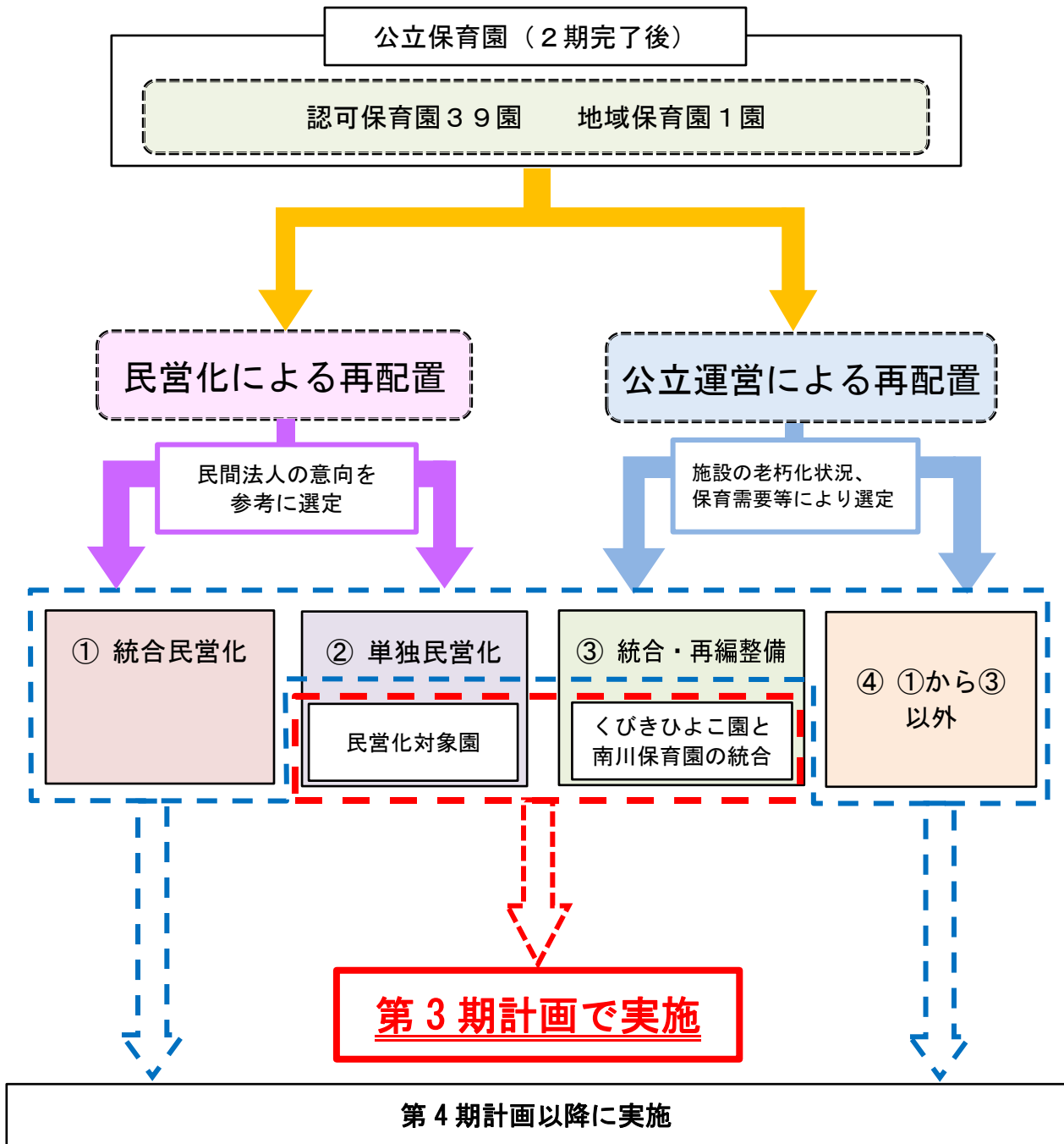
<主な取組と手法>

統合・再編の手法	施設整備の手法	説明
機能移転による統合整備	改修	施設の一部の改修により受入体制を確保し、複数の公立保育園を統合する。
施設の老朽化や児童数の減少に伴う統合整備	統合整備	複数の公立保育園を統合整備する。

(2) 民営化、統合・再編以外の保育園の維持管理

将来的な再配置を見据え、老朽化した保育園は計画的な修繕等を行いながら、適切な維持管理を行います。

【再配置のイメージ図】



取組手法	概要
① 統合民営化	複数の公立保育園の統合を前提として民営化する。
② 単独民営化	単独で既存公立保育園を民営化する。
③ 統合・再編整備	機能移転又は施設の老朽化や児童数の減少に伴う複数の公立保育園の統合整備
④ ①から③以外	上記の手法に該当しない園は、適切な維持管理を行う。

## V 具体的な取組内容

### 1 取組内容

本計画における取組内容は次のとおりです。

#### (1) 公立保育園の民営化

民間法人の力を最大限に活用しながら、より柔軟かつ多様なサービスの提供を図るため、公立保育園4園程度の民営化を進めます。

民営化対象園は、施設の老朽化状況等に基づく8項目※の評価で選定を進めることとし、平成34年4月の民営化に向け、3か年計画で取り組みます。

初年度の平成31年度は、民間法人から詳細な受託意向を確認した上で、市として対象園を選定します。その後、保護者等への説明を行い、民営化に向けた受託先を選定する専門委員会の設置等の手続きを経て、受託先の法人を公募・決定します。

平成32年度は、受託先の法人との民営化に向けた協議等を行っていきます。

平成33年度は、引き続き、受託先の法人との協議を進めるほか、民営化後に円滑な保育園運営を行うため、保育士や調理員による引継保育を実施します。

なお、受託先の法人との協議により、民営化時期を前倒しすることも検討していきます。

※民営化する園を決める評価項目…建築経過年数、児童入園状況、災害リスク、交通事情、駐車場、近隣地域の私立保育園配置状況、地域における公立保育園への入園状況、民間法人の意向状況

#### (2) 南川保育園とくびきひよこ園の統合、整備

<概要>

平成31年2月1日現在

保育園名	区分	構造	建築経過年数	児童数
南川保育園	認可保育園	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	37年	72人
くびきひよこ園	認可保育園	鉄骨造	13年	51人

頸城区の南川保育園は3歳以上児のみ、くびきひよこ園は3歳未満児のみをそれぞれ受け入れて運営しています。このため、両園に子どもを入園させている世帯では、園児の送迎や行事参加等が重複し、負担が大きいことや0歳児から5歳児までの一貫した保育ができないなど、年上や年下との関係性を構築していく幼少期における保育環境の面での課題もあります。

これらの課題を解消するため、くびきひよこ園の3歳未満児保育機能を南川保育園へ移転し、平成32年4月の統合に向け、平成31年度においては施設の改修工事を行うこととしています。

## VI おわりに

第1期、第2期計画では、地元や関係機関との協議が整った公立保育園を主体に公立保育園の統合・再編や公立保育園と私立保育園の統合・民営化などの再配置の取組を進めてきました。

この第3期計画は、限られた財源の中で保育を取り巻く環境を総合的に検討した結果、持続可能な保育サービスを提供するためには、公立保育園の民営化が必要であると考え、取組の柱としました。

また、本計画の対象となっていない保育園については、適時、施設の修繕等を通じて、安全に保育ができる環境を確保しながら、本計画に登載した計画推進の考え方の下に施設のあり方を検討し、地域における統合・再編に向けた機運の高まりも踏まえ、柔軟に対応していきたいと考えております。

資料 1 保育園施設状況一覧表

<保育園施設状況一覧表>

資料 1

公立保育園

平成31年4月1日見込み

保育園 番号	地域	保育園名	定員	入園 児童数	敷地面積 (㎡)	建物の状況		建築年月	経過 年数	耐用 年数	耐用年数 の残
						構造	延床面積 (㎡)				
1	高田区	南新町保育園	120	84	1,891.00	RC 2	858.40	S50.3	44	60	16
2	高田区	東本町保育園	94	74	1,461.70	RC 2	625.99	S57.3	37	60	23
3	春日区	つちはし保育園	200	200	4,337.42	RC 2	1,936.27	H29.11	1	60	59
4	新道区	稲田保育園	60	60	1,300.31	RC 2	517.90	S58.12	35	60	25
5	和田区	大和保育園	103	103	2,156.42	木鉄平	599.61	S47.3	47	25	-22
6	津有区	戸野目保育園	97	89	2,670.00	木鉄平	580.91	S47.11	46	25	-21
7	津有区	上雲寺保育園	60	52	2,021.00	木鉄平	514.71	S51.4	43	25	-18
8	和田区	和田保育園	80	65	2,662.00	木鉄平	615.06	S51.10	42	25	-17
9	春日区	春日保育園	236	236	5,328.97	RC 2	1,901.64	H19.11	11	60	49
10	高士区	高士保育園	50	43	2,219.54	木鉄平	551.17	S53.3	41	25	-16
11	新道区	子安保育園	86	72	2,012.98	木鉄平	508.52	S53.3	41	25	-16
12	三郷区	三郷保育園	60	40	1,529.30	木鉄平	445.72	S55.2	39	25	-14
13	諏訪区	諏訪保育園	40	24	1,332.15	木鉄平	370.57	S55.2	39	25	-14
14	新道区	富岡保育園	76	72	1,745.97	RC 2	523.37	S58.3	36	60	24
15	直江津区	なおえつ保育園	200	200	3,655.35	RC 2	2,021.70	H30.11	0	60	60
16	八千浦区	夷浜保育園	40	19	2,508.49	木鉄平	666.64	S42.4	52	25	-27
17	八千浦区	やちほ保育園	110	99	2,566.34	木鉄平	668.92	H9.3	22	25	3
18	有田区	有田保育園	160	155	2,215.08	RC 2	953.63	H1.3	30	60	30
19	保倉区	保倉保育園	70	46	2,802.14	木鉄平	621.29	S51.3	43	25	-18
20	北諏訪区	北諏訪保育園	80	61	2,885.29	木鉄平	557.31	H6.8	24	25	1
21	谷浜・桑取区	たにはま保育園	50	27	4,251.58	木平	651.71	H26.7	4	25	21
22	安塚区	安塚保育園	40	25	2,317.00	RC 2	528.15	S62.11	31	60	29
23	浦川原区	うらがわら保育園	110	96	6,355.00	木鉄平	1,745.05	H15.3	16	25	9
24	大島区	大島保育園	50	25	2,835.00	RC 2	995.33	H3.3	28	60	32
25	牧区	牧保育園	50	24	3,140.00	RC 2	787.52	H2.3	29	60	31
26	柿崎区	柿崎第一保育園	100	87	3,199.21	RC 2	1,392.00	S58.2	36	60	24
27	柿崎区	柿崎第二保育園	80	71	3,099.63	木平	989.57	S60.12	33	25	-8
28	柿崎区	上下浜保育園	50	44	4,804.00	木平	752.14	S49.3	45	25	-20
29	柿崎区	下黒川保育園	50	35	2,590.65	木平	698.91	S58.12	35	25	-10
30	大潟区	はまっこ保育園	180	180	5,978.38	RC 2	2,811.87	H17.6	13	60	47
31	大潟区	まつかぜ保育園	110	106	5,196.83	RC 2	1,479.03	H11.3	20	60	40
32	頸城区	南川保育園	100	71	5,971.23	RC 2	1,812.98	S56.3	38	60	22
33	頸城区	大瀧保育園	150	149	6,701.00	RC 2	1,361.47	H5.7	25	60	35
34	頸城区	明治保育園	50	37	5,028.06	RC 2	808.74	H7.11	23	60	37
35	頸城区	くびきひよこ園	60	60	10,096.80	鉄骨平	806.42	H17.7	13	40	27
36	中郷区	中郷保育園	90	67	8,187.01	RC 2	1,568.49	S59.3	35	60	25
37	板倉区	いたくら保育園	190	159	14,137.00	木鉄平	3,071.04	H19.4	12	25	13
38	清里区	きよさと保育園	80	73	4,587.88	RC 2	1,249.56	H14.2	17	60	43
39	三和区	さんわ保育園	200	183	19,765.88	木鉄平	2,229.94	H15.3	16	25	9
40	名立区	名南保育園	20	11	2,346.43	木平	544.06	S46.2	48	25	-23
41	有田区	小猿屋保育園	45	-	2,004.00	木鉄平	262.13	S50.2	44	25	-19
公立保育園計(A)			3,877	3,324							

※耐震補強工事については、必要なすべての保育園で工事を完了しています。  
また、必要に応じて施設の修繕を行っています。

<保育園施設状況一覧表>

私立保育園・私立認定こども園

平成31年4月1日見込み

保育園 番号	地域	保育園名	定員	入園 児童数	敷地面積 (㎡)	建物の状況	
						構造	延床面積 (㎡)
1	高田区	高田大谷保育園	130	123	1,871.50	木平	722.16
2	高田区	マリア愛児園	110	110	2,151.58	R C 3	803.87
3	金谷区	ほたる保育園	120	120	1,480.00	木2	854.26
4	金谷区	くろだ保育園	70	73	1,671.76	木平	697.16
5	高田区	和同保育園	70	67	1,917.53	木平	473.09
6	金谷区	こがね保育園	100	99	3,484.53	木平	616.93
7	新道区	なかよし保育園	100	100	1,979.84	木鉄2	1,435.84
8	金谷区	城西保育園	90	82	1,059.28	木鉄2	710.65
9	春日区	大曲保育園	90	90	1,147.45	R C 2	477.13
10	春日区	高志保育園	160	163	3,063.00	R C 2	1,141.00
11	直江津区	五智保育園	70	70	1,717.00	木平	703.53
12	直江津区	聖母保育園	110	112	956.60	木鉄平	538.59
13	有田区	門前にこここ保育園	222	221	9,642.70	木平	1,326.90
14	有田区	下門前保育園	100	100	1,199.99	木平	589.09
15	高田区	ひがししろ保育園	100	112	2,626.48	R C 2	869.49
16	吉川区	よしかわ保育園	70	67	1,102.36	木2	998.76
17	名立区	たちばな保育園	50	50	1,030.18	木平	446.66
18	有田区	マハヤナ認定こども園	350 (240)	314 (212)	8,382.50	鉄骨2	2,098.39
19	直江津区	たちばな認定こども園	140 (60)	141 (61)	1,678.34	R C 2	1,283.72
20	有田区	聖上智オリーブこども園	130 (40)	135 (46)	2,661.00	木平	812.71
21	春日区	たちばな春日認定こども園	220 (116)	220 (116)	3,092.00	鉄骨3	1,840.00
私立保育園・私立認定こども園計 (B)			2,602 (456)	2,569 (435)			
合 計 (A+B)			6,479 (456)	5,893 (435)			

※ ( ) 内は、教育を希望する子どもの利用定員及び児童数



上越市保育園の再配置等に係る計画

(第3期：平成31年度～平成34年度)

(平成31年2月策定)

発行 新潟県上越市

編集 上越市健康福祉部保育課

〒943-8601 新潟県上越市木田1-1-3

TEL 025-526-5111 FAX 025-526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>

## 民営化対象園について

### 1 公立保育園の民営化対象園について

市内の民間法人に対する意向調査で単独民営化をする場合に受託の意向が示された園について、上越市保育園の再配置等に係る第3期計画に基づき、施設の建築経過年数や入園児童数などの項目から総合的に評価し、以下の4園を選定しました。

- ① つちはし保育園 ② 春日保育園 ③ なおえつ保育園 ④ さんわ保育園

#### 【参考】

##### ○意向調査の概要

- ・実施期間：4月23日(火)に配付(郵送)し、5月17日(金)までの回答を依頼
- ・対 象：市内で私立保育園等を運営する43法人
- ・回収率：93.0%(40法人から回答あり)

##### ○結果概要

単独民営化の受託意向が示された園について

区 分	園 名
単独民営化	つちはし保育園、春日保育園、諏訪保育園、なおえつ保育園、たにはま保育園、安塚保育園、牧保育園、はまっこ保育園、大養保育園、さんわ保育園

※上記のほか、単独園の移転整備や複数園の統合整備を条件とした受託意向がありました。

##### ○調査票に記入いただいたご意見等(受託に関するもの)

- ・建物、設備の老朽化が見られることから、修繕を検討の上で受託を希望する。
- ・土地、建物について、無償貸与ではなく無償譲渡としてほしい。必要な修繕は、譲渡前に市で実施してほしい。
- ・対象園に勤務している有期雇用の保育士を優先的に採用したい。
- ・休日保育や幼児教育等を実施することにより、保護者等が求める保育ニーズに応えられる。
- ・受託した場合、開園日や開園時間の拡大を検討する。

## 保護者説明会の結果について

## 1 保護者会役員に対する説明

## (1) 実施日時

園名	開催日時	参加者
春日保育園	7月17日(水) 18:00～19:00	8人
つちはし保育園	7月18日(木) 17:00～17:40	9人
さんわ保育園	7月18日(木) 17:30～18:30	12人
なおえつ保育園	7月22日(月) 16:30～17:55	7人

## (2) 主な意見や質問と回答

- 民営化への反対意見はなし。
- 保育料以外の経済的負担は増えないか。  
⇒ 原則、既存園と変わることはない。負担が増える場合は協議の上決定。
- 現状の公立園の保育を確実に継承してほしい。  
⇒ 原則、現状の保育内容などを基本として民営化していくが、保護者の合意が得られれば、特色ある保育内容を加える可能性もある。
- 公立から私立に変わることは、何となく不安である。  
⇒ 不安が払拭されるよう、今後も保護者の皆さんと意見交換しながら進めていく。

## 2 保護者全体に対する説明

## (1) 実施日時

園名	開催日時	参加者
春日保育園	8月2日(金) ①16:20～ ②17:20～ ③18:20～ 8月3日(土) ①9:30～	68人
つちはし保育園	8月1日(木) ①16:30～ ②17:30～ ③18:20～ 8月6日(火) ①16:30～ ②17:30～ ③18:20～	115人
さんわ保育園	7月30日(火) ①17:30～ 8月6日(火) ①17:30～	51人
なおえつ保育園	8月7日(水) ①16:20～ ②17:20～ ③18:20～ 8月8日(木) ①16:20～ ②17:20～ ③18:20～	66人

## (2) 主な意見や質問と回答

- 民営化に否定的な意見は1件。(職員の処遇などの違いから、私立園に比べ、公立園は余裕をもった保育をすることが可能である。)  
⇒ 職員の処遇面の相違は承知しているが、市内では公立・私立に関係なく

質の高い保育を実施している。

- 民営化は決定事項か。時期の令和 4 年 4 月は変わらないのか。  
⇒ 令和 4 年の民営化に向けて取組むことは決定しており、準備を進める。
- 移管先事業者の公募は、市内の法人が対象か。  
⇒ 市内の法人を対象とすることを考えている。
- 事業者の公募に対して応募がなかったらどうなるのか。  
⇒ 市外の法人も視野に入れて検討する。
- 事業者の審査を行う際、合格者がいない場合はどうなるのか。また、合格者がいない場合であっても、保育内容に係る公募条件を変えることはないか。  
⇒ 合格者がいない場合は、仕切り直すが、保育内容に係る公募条件を変えることはない。
- 障害児等の加配を含め、保育士や看護師の配置は引き継がれるのか。  
⇒ 現行と変わらず、基準に基づき配置される。
- 民営化に伴い保育士が確実に確保できるのか。また、保育士の質を確保するための具体的な取組みは。  
⇒ 職員の採用計画を含めて、移管先事業者の審査を行う。配置する保育士には経験年数による条件を設け、質の確保を行う。
- 民営化後の保育士はバランスよく配置されるのか。  
⇒ バランスよく配置するため、公募条件に配置する保育士の経験年数を明記する。
- 合同・引継ぎ保育の時は、公立園と私立園の職員の割合はどうなるのか。  
⇒ 合同・引継ぎ保育時の具体的な保育士の割合は未定である。過去の実績から園長、主任保育士、クラス担任、調理員が移管先事業者から出向し、1 年間の合同・引継ぎ保育を実施する。
- 開園時間等の変更はあるのか。また、延びることはあるのか。  
⇒ 現行の保育時間や保育内容を引継ぐこととしている。移管先事業者の意向により延長する可能性もある。
- 民営化後の極端な経費削減などが心配である。市の監査などのチェック体制はあるのか。  
⇒ 毎年、私立園には県と市で監査を実施している。極端な経費削減などで保育環境に影響がある場合は、改善するよう指導することが可能である。
- 民営化に伴い保護者負担が増えることはあるのか。  
⇒ 現行の保護者負担を原則として引継ぐ。負担が増える場合は協議の上、決定する。
- 通園バスの運行は継続されるのか。  
⇒ 現行の保育内容を引継ぐことを基本としている。
- 民営化後の園について、相談窓口は市でよいのか。  
⇒ 市保育課でよい。または、三者懇談会で相談することも可能である。

- 宗教法人を母体としている法人が民営化園を運営する場合、宗教色のある保育になるのか。  
⇒ 現行の保育内容を引継ぐことを基本としている。
- 民営化後、園の運営内容等について市は関与しなくなるのか。  
⇒ 毎年の県と市の監査で運営内容を確認するほか、保育業務は市の委託業務であるので、逐次確認していく。
- 公立園と私立園で市の関わりに違いはあるのか。  
⇒ 公立も私立も園長会がある。私立の園長会であっても、必要に応じて市の職員が出席し、情報共有等をしている。
- 将来的な少子化に伴い、園の運営は可能なのか。  
⇒ 民営化後も安定的な運営が可能と見込まれる、施設が新しく、園児の減少数が比較的少ないと見込まれる園を対象園とした。
- お盆期間などは給食が休みになるのか。  
⇒ 現行の保育内容を引継ぐことを基本としている。
- 子どもたちの混乱が最小限になるようにしてほしい。  
⇒ 合同・引継ぎ保育をしっかりと行い、園児への影響が最小限になるようにする。
- 今回の民営化については、子どものことを一番に考えてほしい。  
⇒ 合同・引継ぎ保育以外にも、円滑に移行ができるような仕組みを検討する。
- 継続して公立園での保育を希望する場合は、転園することが可能か。  
⇒ 現状は保育の必要性を点数化して入園希望者の優先順位を決定している。民営化に伴う転園の取扱いは今後の検討課題とする。
- 建物は民営化に伴い無償で譲渡するのか。  
⇒ 無償譲渡または無償貸付を考えている。

## 上越市立保育園の民間移管に関する 事業者選定委員会等スケジュール

日 程	内 容	説 明
R 元年度	4 月～7 月 民営化対象園の選定	・民間法人に向けた意向調査の実施 ・総合的に評価をして、民営化対象園を選定
	7 月～8 月 関係者への説明	民営化対象園の保護者や関係者への説明
	8 月下旬 選定委員会の設置	構成員…学識経験者、財務精通者、保育者など 目的…移管先事業者の募集要項・選定基準の策定、公募・審査・選定
	9 月～ 選定委員会の開催 (検討協議)	・移管先事業者の募集要項・選定基準等の検討 ・募集要項・選定基準の決定 ※2～3 回を予定
	11 月～12 月 移管先事業者の公募	選定委員会で決定した募集要項に基づき、移管先事業者を公募
	1 月下旬 選定委員会の開催 (事業者選考)	選定委員会で書類審査及び面接審査を行い、移管先事業者候補を選定
	移管先事業者の決定 (2 月予定)	
	3 月 三者懇談会の設置	保護者代表、移管先事業者、市による三者懇談会を設置し、民営化後の年間行事や保育内容等、民営化に伴う調整事項について協議
R2～R3 年度	R2～R3 年度：移管先事業者との引継協議 R3 年度の 1 年間：合同・引継保育の実施	
R4 年 4 月	民営化	

※令和 4 年度に民営化する場合のスケジュールになります。地元等との調整や受託者との協議の結果によっては、この限りではありません。